⑽　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒀　手続における交渉の有無　無

⒁　契約書作成の要否　要

⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。

⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒅　詳細は入札説明書による。

⒆　契約締結後に配置する技術者の要件

１．技術者の専任に関する事項

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・詳細設計期間：専任を要しない。

・工事現場稼働（準備工事を含む）期間：専任を要する

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

２．技術者の経験に関する事項

①　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。

（工事経験の設定年数は設定しない）

業務実績１

供用中の道路において鋼構造物の補強を実施した工事

業務実績２

鋼橋の塗替塗装を実施した工事

・業務実績１、業務実績２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

・すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

⒇　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

・設計管理技術者

設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

④　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）、上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート分野））のいずれかの資格保有者。

・照査技術者

照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート］の資格保有者。

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

④　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）、上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート分野））のいずれかの資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

㉑　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

㉒　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Remedial works of Tomei Expressway Osakagawa Bridge and other 3 bridges

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 26 September 2018

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 29 November 2018. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 29 November 2018)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese